証券コード　6573
2026年９月30日
（電子提供措置の開始日2026年９月18日）

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門四丁目１番40号
江　戸　見　坂　森　ビ　ル　５　階
（登記上の本店所在地：東京都港区芝大門二丁目３番６号）
ＣＲＡＶＩＡ株式会社
代表取締役社長　　藤　原　宏　樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
・当社ウェブサイト　https://cravia.jp/ir/news

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

　当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使が可能です。P2「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2026年10月14日（水曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

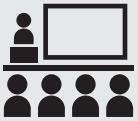
1. 日　　時　2026年10月15日（木曜日）　午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. 場　　所　東京都港区西新橋1-24-14 西新橋1丁目ビル（事務所2階）
TKP虎ノ門カンファレンスセンター　カンファレンスルーム2F
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
決議事項　第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使についてのご案内

▌株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時　2026年10月15日（木曜日）午前10時

▌株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限　2026年10月14日（水曜日）午後７時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2026年10月14日（水曜日）午後７時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

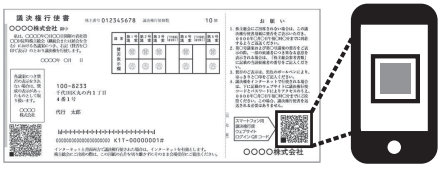
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2026年10月14日（水曜日）午後７時まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

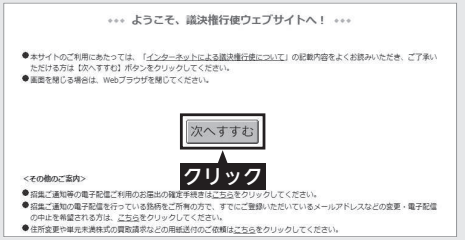
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　9：00～21：00

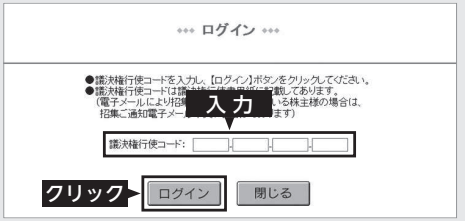
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



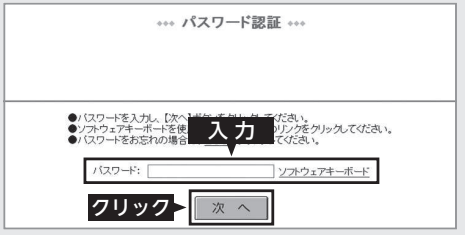
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使のお願い

拝啓　株主の皆様にはますますご清祥のこととご拝察申し上げます。
日頃は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今回、2026年10月15日（木曜日）に開催いたします臨時株主総会におきましては
その成立に所定数以上の議決権行使が必要となる重要な議案を上程することとなりました。

そのため、株主の皆様お一人おひとりのご協力が不可欠となっております。

つきましては、今回、議決権を行使いただいた株主の皆様（当日ご出席のうえ
行使された方を含む）全員に、500円分のQUOカードを進呈いたします。

QUOカードは、後日株主名簿記載の住所宛に、郵送にてお届けいたします。

議決権の行使方法は以下のいずれかをお選びいただけます。

- 総会当日にご出席のうえ、議決権を行使
- 招集ご通知に同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご記入のうえ、書面にてご投函
- インターネット等によるオンラインでの議決権行使

QUOカードの発送時期につきましては、年内を予定しておりますが
正式には、当社ウェブサイト上にて、お知らせいたします。

今後とも企業価値の増大に向け一層精励する所存でございます。
株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年９月

CRAVIA株式会社
代表取締役社長　藤原 宏樹

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

（１）第６条（発行可能株式総数）の変更

当社定款第６条に定める発行可能株式総数は134,740,320株でありますが、2026年８月31日現在の発行済株式総数は71,685,080株、これに加え、当社がこれまでに発行した新株予約権のうち未行使のものに係る潜在株式数は60,426,000株であり、両者の合計は132,111,080株となっております。

このように、発行済株式総数と潜在株式数の合計が発行可能株式総数に近接し、新たに株式を発行できる余地が著しく限定された状況にあることを踏まえ、今後の事業展開に応じた機動的かつ柔軟な資本政策を実行できる体制を整えるため、定款第６条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を134,740,320株から286,740,320株に増加させるものであります。

（２）第22条（代表取締役および役付取締役）の変更

当社の経営体制の一層の充実を図り、経営環境の変化に的確に対応するため、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を選定することができる旨を定款に定めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第１条～第５条（条文省略）	第１条～第５条（現行どおり）
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、1億3千474万320株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、2億8千674万320株とする。
第７条～第21条（条文省略）	第７条～第21条（現行どおり）

現行定款	変更案
第22条（代表取締役および役付取締役） 1～2　（条文省略） 3　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。 4（条文省略） 第23条～第40条（条文省略）	第22条（代表取締役および役付取締役） 1～2　（現行どおり） 3　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。 4（現行どおり） 第23条～第40条（現行どおり）

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役が就任する順位につきましては、大久保奉文氏を第１順位、替地俊二氏を第２順位といたします。また、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>おおくぼ　ともふみ
大久保　奉文
(1977年11月30日)

所有する当社の
株式の数
一株</td><td>2011年12月
2014年12月
2017年６月</td><td>弁護士登録、銀座ヒラソル法律事務所　入所
下田総合法律事務所　入所
大久保奉文法律事務所　設立（現任）</td></tr>
<tr><td colspan="3">■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
大久保氏は、弁護士として通信及び不動産法務を専門とし、契約書審査、コンプライアンス対応、電気通信事業法等に関する専門的知見を有しております。また、通信関連企業の法務部への出向を通じて、株主総会・取締役会の運営や株式実務、IPO準備等の機関法務にも豊富な経験を有しております。同氏を社外取締役として選任することにより、独立した客観的な立場から経営の監督機能を強化するとともに、法務及びコンプライアンスに関する専門的知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>かえち　しゅんじ
替地　俊二
(1985年12月5日)

所有する当社の
株式の数
一株</td><td>2013年１月
2017年10月
2019年11月
2022年６月
2023年11月</td><td>弁護士登録、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所　入所
株式会社バルニバービ　社外取締役
ゼネリックソリューション株式会社　入社
同社　取締役
替地法律事務所　設立（現任）</td></tr>
<tr><td colspan="3">■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
　替地氏は、弁護士として企業法務を専門とし、株主総会・取締役会の運営、新株発行やM&A、法務デューデリジェンス等のコーポレート分野において豊富な知見を有しております。また、事業会社の取締役や社外取締役を務めた経験を通じて、経営全般に関する幅広い知見も有しております。同氏を社外取締役として選任することにより、独立した客観的な立場から経営の監督機能を強化するとともに、法務及びコーポレートガバナンスに関する専門的知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．大久保奉文氏及び替地俊二氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3．各候補者は補欠の社外取締役候補者であり、各候補者が就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4．大久保奉文氏及び替地俊二氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結する予定です。当該契約では、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。)
5．大久保奉文氏及び替地俊二氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結する予定であります。
6．現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

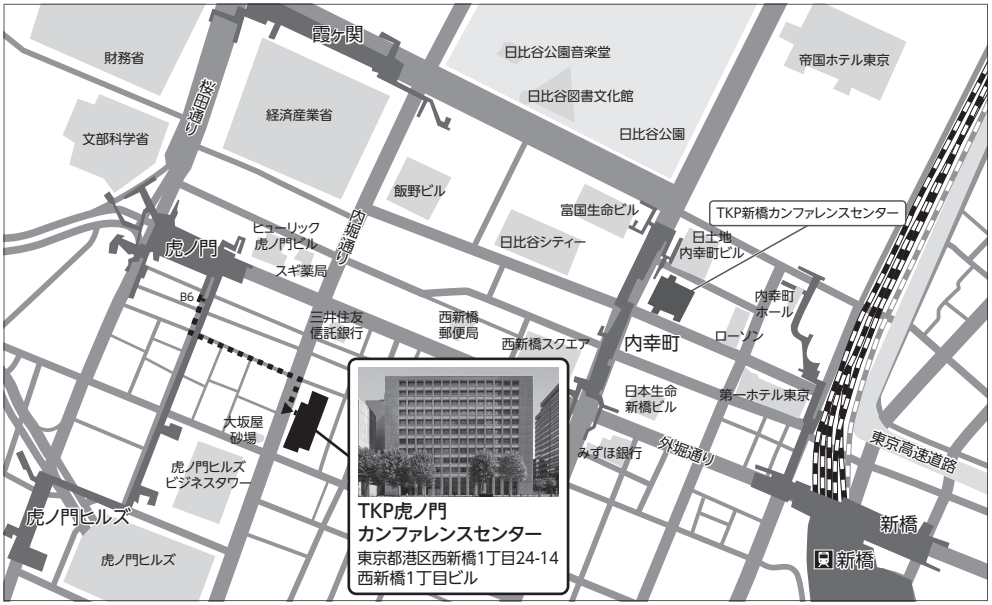
【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

以上

株主総会会場のご案内

会場　TKP虎ノ門カンファレンスセンター
　　カンファレンスルーム２F
住所　東京都港区西新橋1-24-14　西新橋1丁目ビル（事務所2階）

＜ご案内図＞



＜アクセス＞

銀座線 虎ノ門駅 B6番出口 徒歩3分
都営三田線 内幸町駅 A3出口 徒歩5分
JR線　新橋駅　徒歩8分
日比谷線　虎ノ門ヒルズ駅 徒歩8分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。